

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

(案)

第1 無線局 (船舶局及び船舶地球局を除く。) の検査実施要領
 [1・2 略]
 3 無線設備等
 [一・一の二 略]
 二 電気的特性

第1 無線局 (船舶局及び船舶地球局を除く。) の検査実施要領
 [1・2 同左]
 3 無線設備等
 [一・一の二 同左]
 二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1～8 略]		
9 受信感度	海岸局、航空局、無線航行陸上局及び航空機局 (HF、VHF及びUHF通信装置に限る。) の無線設備にあつては、受信可能な周波数のうち、任意の1周波数を選定し、設備規則に規定する条件に従つて測定する。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
[10・11 略]		

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1～8 同左]		
9 受信感度	海岸局、航空局、無線航行陸上局及び航空機局 (HF、VHF及びUHF通信装置に限る。) の無線設備にあつては、受信可能な周波数のうち、任意の1周波数を選定し、設備規則に規定する条件に従つて測定する。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
[10・11 同左]		

[三 略]
 [第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領 略]

[三 同左]
 [第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領 同左]

備考 表中の「」の記載及び下線は注記である。